

魚沼市立小出病院 レストラン券売機更新工事 仕様書

1. 構成機器及び数量

券売機 1式

(詳細は「6. 設置機器構成表」のとおり)

2. 設置場所

小出病院 外来棟 2階 レストラン

3. 履行期間

90日間

4. 券売機に関する性能、機能などに関する要件

下記の主要な機器の性能及び機能に関する要件を満たしていること。

4 - 1 本体について、以下の要件を満たすこと。

4 - 1 - 1 外形寸法は突起部を除き、高さ 1,700 mm以下、奥行 330 mm以下、幅 700 mm以下であること。

4 - 1 - 2 小型ボタン 64 個以上であること。

4 - 2 接客部について、以下の要件を満たすこと。

4 - 2 - 1 選択ボタン数はフリーレイアウトが可能であり、中型ボタン 24 個以上、小型ボタン 24 個以上の設定が可能であること。

4 - 2 - 2 表示部は 5.0 インチ以上のタッチパネルカラー液晶であること。

4 - 2 - 3 機器異常時にブザーが発生すること。

4 - 2 - 4 おつりボタン、とりけしボタン、係員呼出ボタンがあること。

4 - 2 - 5 モード表示 LED があること。

4 - 3 発券部について、以下の要件を満たすこと。

4 - 3 - 1 印字方式はサーマルヘッド印字であること。

4 - 3 - 2 標準ロール紙は幅 30 mmであり、1 ロールが約 10000 枚の発券が可能であること。

4 - 4 紙幣部について、以下の要件を満たすこと。

4 - 4 - 1 使用紙幣は 1 万円、5 千円、2 千円、千円が可能であること。令和 6 年 7 月改刷予定の新紙幣の 1 万円、5 千円、千円も使用可能であること。

4 - 4 - 2 挿入方向は長手表裏 4 方向が可能であること。

4 - 4 - 3 収納枚数は 1 万円が 250 枚以上、5 千円が 250 枚以上、2 千円が 80 枚以上、千円が約 700 枚以上であること。

4 - 4 - 4 補給方式は元詰方式と自動補給方式の併用が可能であること。

4 - 5 硬貨部について、以下の要件を満たすこと。

4 - 5 - 1 使用硬貨は500円、100円、50円、10円が可能であること。

4 - 5 - 2 収納枚数は500円が300枚以上、100円が800枚以上、50円が500枚以上、10円が800枚以上であること。

4 - 5 - 3 補給方式は元詰方式と自動補給方式の併用が可能であること。

4 - 6 制御部について、以下の要件を満たすこと。

4 - 6 - 1 価格設定範囲は10円～10000円以上であり、10円刻みの設定が可能であること。

4 - 6 - 2 日付設定は内臓の時計機能により可能であること。

4 - 6 - 3 集計印字は発券部ロール紙に日計、累計額を集計印字が可能であること。

4 - 6 - 4 券面設定はメニュー名、金額、発券日時、店名を内蔵文字メモリーにより、任意に設定が可能であること。

4 - 7 その他について、以下の要件を満たすこと。

4 - 7 - 1 電源仕様は定格電圧がAC100Vの使用が可能であり、周波数は50Hzに対応すること。

5. 性能・機能以外の要件

5 - 1 上記のほか、「7. 作業等に関する諸要件」に基づき対応すること。

6. 設置機器構成表

No.	設置機器名等	参考形式	参考メーカー	数量	備考
	券売機	VT-G21M	グローリー	1式	
	【内訳】				
1	券売機	VT-G21M	グローリー	1台	
2	ボタンレイアウト設定 立上げメニュー設定費込み			一式	
3	運搬設置 安定脚 or アンカー止め含む			一式	
4	1年間保証付				
5	既存品撤去処分	VT-G10M	グローリー	一式	

7. 作業等に関する諸要件

7 - 1 作業要件

- 7 - 1 - 1 機器及び付属品は、入札時点で製品化されていること。
- 7 - 1 - 2 作業・設置までに機器の仕様変更等がある場合は、その情報を発注者へ提供し、協議のうえ、最新の仕様で引き渡すこと。
- 7 - 1 - 3 発注者と協議のうえ、適切な地震対策を施すこと。
- 7 - 1 - 4 機器設置において、所轄保健所等関係諸官庁への申請・届出・協議の必要がある場合は、使用開始時期を見極め一連の諸検査・手続き全般の作業を行うこと。また、その費用は応札価格に含むこと。
- 7 - 1 - 5 機器搬入時、必要に応じて搬入経路の壁・床・天井面の養生を施すこと。また、別途指示のあった場合はその指示に従うこと。
- 7 - 1 - 6 機器搬入等に要する光熱水費等の負担については、発注者と協議すること。
- 7 - 1 - 7 機器搬入及び据付工事等で、過って病院の躯体・設備・器物等に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従い自己の負担において修復すること。

7 - 2 保守点検体制

- 7 - 2 - 1 機器・付属品等の保証期間は検収後1か年とし、保証期間内の点検・調整等は無償で行うこと。なお、期間終了前の点検・調整は必須とする。
- 7 - 2 - 2 必要な消耗品及び故障等の部品について、安定供給が確保されていること。
- 7 - 2 - 3 必要な消耗品、部品及び故障時等の対応について責任を持つこと。
- 7 - 2 - 4 新潟県内にメンテナンス拠点をもち、メンテナンスサービス員が常駐していること。また、故障等の障害時には速やかに修理・点検が行える体制を基本とすること。

7 - 3 教育体制

- 7 - 3 - 1 取扱説明書は日本語とし、発注者が要求する部数を用意すること。
- 7 - 3 - 2 病院関係職員に対して使用説明および訓練を実施し、安定・安全稼動に関する技術や障害発生時の対応技術等を習得できるよう十分な指導を行うこと。
- 7 - 3 - 3 機器稼動後一定期間は、病院関係職員の使用操作に対し随時指導すること。
なお、期間は病院と協議すること。

7 - 4 その他

- 7 - 4 - 1 本仕様書に記載なき事項で疑義が発生した場合は、発注者と協議し解決にあたる

こと。

- 7 - 4 - 2 本仕様書に記載なき事項で発注者から追加要請があった場合は、発注者と協議し検討のうえ、対応すること。